

総 税 都 第 1 0 号
令 和 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）は令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
イ ロからリまでに掲げる規定以外の規定 令和5年度以後の年度分の個人の道府県民税、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税
ロ 第1章43並びに第2章17、19、20、27～30の2及び40の2 令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税（個人の市町村民税及び森林環境税を含む。）

ハ 第2章50柱書 令和6年4月1日

ニ 第2章50（16） 令和5年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税

ホ 第3章4の1の3 令和5年10月1日以後の課税仕入れに係る報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の計算

へ 第3章6の15 令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する事業年度に係る法人の事業税

ト 第3章6の22及び6の26 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到

来する事業年度に係る法人の事業税

チ 第3章9の4及び9の5 令和5年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税

リ 第9章8、10(1)及び(3)、20(11)並びに24(4) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生日以後の軽油の輸入及び譲渡並びに軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税